

新聞通信調査会報

毎月一回一日発行
昭和40年2月20日
第三種郵便物認可

3 - 2006

強まるチャイナ・ファクター

新段階に入った北朝鮮情勢

菱 木 一 美

(広島修道大学教授)



新「中朝同盟」の道筋

今年の正月明け早々、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の金正日総書記は隠密裏に中国を訪問し、その動向が世界の注目を集めた。一月八日から十八日にわたったこの非公式訪中から明確に見えてきたもの、それは新たな「中朝同盟」関係構築への道筋である。冷戦前のような軍事同盟ではない。しかし安全保障戦略上の深い考慮を背景に、中国が北朝鮮を抱え込んでいく方向が確認されたと言えよう。

今後、中国は特に経済分野で北朝鮮への一層のてこ入れを強めて同国の安定化を担保し、原子力平和利用の権利は認めつつ、軍事目的の核放棄を促していくと予測される。北朝鮮は、中国資本の

大幅導入を主軸に経済立て直しを急ぐとともに、懸案の対米外交では「中朝同盟」強化をバックとする交渉力の大幅アップに期待を掛ける。六カ国協議の場では核放棄を確約する一方で、軽水炉原発の支援取り付けを迫り、これまで以上にタフで巧妙な外交戦術を展開し、特に米日両国を手こずらせる恐れが強まった。

中朝関係の緊密性は今に始まったことではない。そのゆえにこそ、米国は核問題について北朝鮮に対する中国の影響力行使に大きな期待を掛けてきた。米国にとって六カ国協議とは、中国の責任において北朝鮮を全面核放棄に追い込むための圧力の場だったのだ。対米関係の悪化を回避した中国は、その期待にかなりの程度応えてきた。

その成果は、昨年九月十八日の第四回六カ国協議共同声明によって確認されたかにみえた。しかし共同声明後の米朝関係はかえって悪化の道をたどり、六カ国協議の前途を暗くしている。

その一方で、中朝関係は緊密路線を顕著に加速させている。金正日訪中期間中の一月十七日に北京の人民大会堂で開かれた中朝首脳会談で、胡锦涛国家主席は「近年、両国間の関係は新たな進展を遂げ、経済・貿易分野において両国の互恵的な協力は新たな成果を収めた」と指摘した。さらに、両国の友好・協力関係の強化、発展は「中国の党と政府の確固たる戦略的方針である」と表明した。中朝関係の「戦略性」が明確に強調されたことの意味は大きい。

金正日総書記は会談で、六カ国協議の「難関を克服し、協議を進展させる方法を模索するため中国の同志とともに努力する」と中国側の顔を立て、共同声明履行の基本姿勢を確認した。また、首脳会談に先立つ広東省経済特区の視察を踏まえて中国の改革・開放政策の成果を高く評価した。

中国経済圏への組み込み

金総書記は二〇〇一年一月の上海視察の際も中国の改革・開放路線を称揚している。しかし今回の訪中で発した称賛の言葉は、中国経済圏に急速に組み込まれつつある北朝鮮の現実を如実に反映するものだった。上海視察直前の二〇〇〇年における中朝間貿易総額は四億八千八百万ドル。それが四年後の〇四年には十三億八千万ドルと三倍近く

大幅増を記録した。○五年の実績は十五億ドル台に達する見通しである。蜜月関係がとりわけ強調されている韓国・北朝鮮間の貿易総額が、二〇〇〇年の四億二千五百万ドルに対し○四年は六億九千七百万ドルと一・六倍増にとどまっていることからみても、中朝貿易の飛躍的な増加は衝撃的である。

また、北朝鮮に対する中国の投資額は○三年の百十万ドルから○四年の五千万ドルへ一挙にはね上がった。○五年の公式統計はまだ出ていないが、推定値で八千五百万ドルから九千万ドルへの大幅増が見込まれている。この結果、○五年における北朝鮮の貿易総額に占める中国の比率はほぼ五〇%、投資額の比率では八五%に達し、それぞれ圧倒的な第一位の座を占めることは間違いない。次第に大型化している食糧その他の経済援助を加えれば、この数年間で中国経済が北朝鮮社会に深々とビルトインされたことは間違いない。

実際、数年前から「北朝鮮各地に中国製の日用品が出回り、市民生活に欠かせなくなっている」といった目撃情報がしばしば伝えられていた。日朝関係悪化の影響で在日朝鮮人系企業の進出が大幅後退した半面、現在、推定で百二十社以上の中国企業が北朝鮮への投資に参加している。これに対し、韓国企業は板門店の北側に位置する開城工業団地に十五社が進出しているにすぎない。

そうした中朝関係の急激な変化の中、まず昨年十月二十八日から三十日まで胡錦濤国家主席が平壤を公式訪問した。金正日総書記は歓迎宴の演説

で「胡錦濤同志を首班とする中国の党と政府は新しい情勢の下で、伝統的な朝中親善を高度に重視し、両国の協力関係を緊密にするための積極的な措置をとっている」と最大級の賛辞をささげた。

さらに「中国の総合的国力は非常に強化され、国際舞台で中国の役割は日ごとに増加している」と評価し、「これは世界の多極化と平和・安定を図ることに一致する」と述べている。抽象的な言辞のようにみえるが、米国の厳しい攻勢に対し盾の役割を果たしてくれる胡錦濤・中国への強い期待が顕著にうかがわれる演説として注目された。

これに応えて胡錦濤国家主席は、「中朝親善協力関係をより深く発展させるため、高位級の往来を一層密接にし、交流分野を拡大し、協力内容を豊かにして貿易と経済協力を推し進め、国際舞台で積極的に協力して共同の利益を守ることと合意した」と訪朝の成果を強調した。この訪問で調印された中朝経済技術協力協定に基づき、中国は多額の長期援助を約束、これに対して北朝鮮側は中国企業による資源開発や建設分野への事業参加を認めたと伝えられる。

対米安全保障戦略の観点

胡錦濤訪朝を受けて二カ月半後の今年一月には、早くも前述の金正日訪中が実現した。さらに二月には、金総書記の義弟で朝鮮労働党中央委員会の張成沢第一副部長が経済担当者を率いて訪中する見通しであると報道されるなど、冷戦後の十五年間の中では見られなかった中朝両国の積極

的な連携が急ピッチで進みだした。

とはいえ、依然、統制経済を基本路線に掲げる北朝鮮が、直ちに中国型の市場経済システムへの転換を図れるとは想定し難い。近々、高度成長への軌道入りを果たす可能性もあり得ないとみるのが妥当である。投資の実効が上がりにくく、無駄が多いことは中国も十分に承知している。だが実のところ、北朝鮮を中国経済圏に組み込む支援戦略は主として、経済利益を超えた対米安全保障戦略上の長期的観点から練られているのだ。

東北部の国境を接する北朝鮮に親米政権を作らせないことが中国の最大目標である。逆に言えば、金正日体制の存続コストを負担し、その安定を保証することが中国の国家利益に直結する。中国にとっては将来、親米的な統一朝鮮国家が創建されたりすることも承服し難い事態に映るのだ。従って米国から北朝鮮への圧力行使を要求されても、はつきりした態度を取らない場合が多い。それは北朝鮮の体制護持を図ることの方が優先課題だからである。

金正日総書記も、そうした中国の真意を熟知しており、中国に恭順の姿勢を示しながらも、自国の利益に適合しない助言や勧告ははっきりと断っている。一月の首脳会談で胡錦濤国家主席が、米国の金融制裁解除を六カ国協議復帰の条件とせず切り離して考えるよう求めたのに対し、金正日総書記が「そんなことをしたら、われわれの政府は崩壊する」と切り返して拒否したと伝えられてい

るのはその一例と言えよう。

一月の中朝首脳会談で示された両国の連携強化について、ブッシュ政権はその意味をまだつかみかねているようだ。米政府は、六カ国協議共同声明の中の「適当な時期に、朝鮮民主主義人民共和国への軽水炉支援提供問題について議論を行うことに合意した」という条項を不満ながら受け入れた。しかしチェイニー副大統領以下の強硬派は、原子力の平和利用も許すべきでないと猛反発し巻き返しを図った。その結果、ライス国務長官は直ちに態度を変えた。共同声明発表と同じ日の記者会見で「適切な時期」の解釈について、「北朝鮮が核兵器およびその他の核計画を検証可能な形で放棄し、完全な非核状態になったら……なんでも論議が可能になると思う」と至極あいまいにばかりを入れたのである。

これでは、北朝鮮の原子力平和利用の権利は事実上、共同声明では保証されていないというに等しい。ライス発言を受けて、六カ国協議の米首席代表で交渉推進派のヒル国務次官補は同十月六日の下院外交委員会で証言し、「適切な時期」は、北朝鮮のすべての核放棄が満足いく形で検証されるだけでなく、国際原子力機関（IAEA）などとの協力継続が示された後になると強調した。

一方、北朝鮮は軽水炉支援を核放棄の前提条件に掲げて米国に対抗した。加えて米国が十月に米紙幣偽造を理由に北朝鮮に対する金融制裁措置をとったことに抗議し、十一月の第五回会合を最

後に六カ国協議への参加を拒否した。この間、ブッシュ政権高官の対北朝鮮非難は激しさを加え、ライス国務長官は「危険な体制」だと決め付けた。ブッシュ大統領と親しいバーシュボア駐韓米大使は「犯罪政権」とボルテージを上げ、金正日総書記をアドルフ・ヒトラー以来、紙幣偽造にかかわった初めての国家指導者だときこおろした。

米日の影響力低下も

事態收拾のため中国は北朝鮮に、紙幣偽造に関与した「不法企業」と政府は関係がないとの立場で切り抜けるよう助言したふしがある。事実、北朝鮮政府は米側との非公式接触で、偽造関係者の処罰方針を示唆するなど、局面打開に動きだした。中国としては、四月に予定されている胡錦濤国家主席の公式訪米を成功させるため、訪米以前に六カ国協議を再開させるか、少なくとも再開日程を確定させたいところだ。

金正日総書記としても、胡主席のメンツを立てることが両国の連携強化のためにも至上の義務と心得ている。しかし、核放棄をめぐる米朝間の対立要因そのものに関しては、中国は北朝鮮に圧力を掛けなくてもいいと考えているし、中国も圧力行使に消極的である。それが年明けの中朝首脳会談で確認された新同盟路線に沿う相互の国益だからである。

こうした状況から、金融制裁問題で米朝間の折り合いが付き、六カ国協議が再開されたとしても、協議の順調な進行が保証されるわけではな

い。ブッシュ政権が強硬路線を変えずに、柔軟な対策を打ち出さなければ、再び深刻な行き詰まり状態に陥る恐れが強い。

二〇〇一年の年初に発足したブッシュ政権は、クリントン前政権が推進した北朝鮮に対する融和的な関与政策の成果を覆し、北朝鮮の全面的核放棄をすべての交渉の前提条件に据える強硬路線に転じた。これが北朝鮮側の反発と警戒を招き、結局、直接解決を図れず、事態收拾の方途として六カ国協議が立ち上げられたのである。

米国は中国の北朝鮮に対する「オーナーシップ」を認めた上で、米国の意を体した中国の強力な影響力行使に期待したのだった。しかし中国が「オーナーシップ」をそれなりに発揮するとしても、中国の安全保障戦略の観点から北朝鮮の核兵器開発と軍事的過激主義を抑制し、同国の安定化に最大限の努力を払うことに主眼が置かれる。今後、米朝が期待するような金正日体制の転換に手を貸すこともなければ、原子力の平和利用権利のはく奪に組みすることもない。

米国は北朝鮮を阻害し続けたことで、同国に対する影響力確立の機会を大きく失ったかにみえる。日本も拉致問題解決の失敗と国交正常化交渉の不調から、北朝鮮に対する影響力を弱めつつある。制裁措置がもはや無効である点も米国と同じである。その中で、朝鮮半島の国際情勢におけるチャイナ・ファクターの影響が急速に強まりつつある事実を認識しておく必要が生じている。

プーチン大統領が余裕の応答 大規模な記者会見を検証する

中澤 孝之
(時事総研客員研究員)

ウラジーミル・プーチン氏は、一九九九年八月忠誠心を買われてボリス・エリツィン氏の指名を受け、二〇〇〇年三月選挙の洗礼を経た後、同年五月に第二代ロシア大統領に就任した。以来、今日までの政権担当六年近くの間、ほぼ年に一回、内外記者団をクレムリンに招いて合同記者会見を開くのが慣例となっている。第一回は〇一年七月十八日、次いで〇二年六月二十四日、〇三年六月二十日、〇四年十二月二十三日、そして五回目は今年一月三十一日に行われた。

会見時間、記者数でも記録的

今回の記者会見は登録記者数の上でも、会見時間の長さでも、質問者の数でも記録的であった。ロシア・メディアの記者数は約七百五十人（うち中央メディアの記者が四百人）、外国人記者は約二百八十人。つまり、一千人以上の記者が一堂に集まった（第四回会見では約七百人）。国内の主要テレビ（第一チャンネルとロシアTV）が最初の二時間まで生中継したが、百六十台のTVカメラ（うち五十台は外国メディア）が据えられた。ロシア語から英仏独日の四カ国語同時通訳が準備された、会見時間は第四回の三時間二分を上回

る三時間二十六分（当初の予定では九十分だった）で、質問者の数も五十一人から六十三人に増えた。その内訳は国内記者四十九人、外国人記者十四人で、一人が複数の質問をしたから、質疑応答は百五十件に上ると計算されている（ちなみに第一回会見では、四百人の記者のうち質問者数は二十二人にすぎなかった）。会見はまさに「彼（プーチン）のショー」（二月一日、米『ボルチモア・サン』紙電子版）であった。

ロシアには日本のような閉鎖的な記者クラブ制度はない。担当官庁に届け出ることによって自由に取材ができる。制度的には、日本に比べるとはるかに自由で民主的と言える。しかも、大統領会見での取材制限が原則としてないので、回を追うごとに取材登録記者の数が当然増えるわけだ。

自信満々の大統領

まず、今回の会見でロシアのマスコミが特に注目したのは、会見場での大統領の余裕しゃくしゃく、自信満々の態度。ロシアの内政外交全般の幅広い話題について、ペーパーム見ずに得意即妙の受け答えをしたからだ。大統領得意のスラングを交えた言葉遣いも健在で、会場を時折笑いの渦に

巻き込んだ。質問の内容に関しては事前に大統領府が探りを入れていたとか、司会者がなじみの記者を質問者に指名したといった裏話も伝えられるが、それにしても鮮やかな回答ぶりだった。

大統領の発言には興味ある部分が少なくない。発言の一部はいち早く報道された。最高指導者の言葉だけに問題発言には反響が起きている。例えば、パレスチナ自治評議会（国会）選挙で勝利した過激派ハマスに関する回答で、大統領がハマスの勝利を米国の中東政策への大きな打撃であるとし、ロシアはハマスをテロリスト集団と見なしていないと公言。パレスチナ支援継続を国際世論に訴えたのに対して、ハマスをテロリスト集団と見ているイスラエルから早速、厳しい批判の声が上がった。プーチン大統領は二月初めのスペイン訪問の際に、ハマス幹部をモスクワに招待すると言明したもののだから、イスラエル政府はさらに怒り狂い、「われわれがチェチェンの代表者を招いたらロシアはどうするか」とロシアを責めたてた。

GDP計画上回り、減税も

ロシア外務省は、「パレスチナ人によって民主的に選ばれた」ハマス側との接触によって、武装闘争の放棄とイスラエルの承認を直接要求するのだと弁明した。ロシアは米国、EU、国連とともに、いわゆる「中東和平カルテット」の一員である。「米国に代わって」中東での主要な役割を回復しようとしている」（二月十日、英『タイムズ』紙電子版）との見方が有力だ。

会見の冒頭、ブーチン大統領は過去一年間の経済成長ぶりを数字を交えて誇示した。例えば、インフレ率が一〇・八％(目標は八・五％)と高水準だったものの、国内総生産(GDP)の伸びは計画の五・九％を上回る六・四％を達成したと言明。平均給与は九・八％上昇し、年金は一三％増えたと述べるとともに、経済成長を続けるための減税を約束した。

ところで、ロシアは今年一月から主要八カ国(G8)議長国を務めている。輪番制により昨年の英国から引き継いだもので、バーミンガム・サミット(一九九八年)でG7からG8に呼称が変更されて以来初めて。今年七月には「エネルギーの安全保障問題」を中心議題にサントペテルブルク・サミット(首脳会議)が開催の予定だ。二月十、十一日には、クドリン財務相主宰で、モスクワでサミット準備のG8財務相会合を開いた。まずまずの成功を収めたかに見えたが、問題は昨年後半以来、欧米諸国の間でロシアのG8議長国資格に疑念を挟む声が強まっていることだ。

強権体質に欧米から批判相次ぐ

昨年末から今年初めにかけてロシアは天然ガスの価格引き上げ交渉がこじれ、隣国ウクライナへの供給を新年早々、一時停止するという強硬手段に訴えた。これはロシア・ウクライナ「ガス戦争」あるいは第二次クリミア戦争などと呼ばれた。欧米諸国は「(ユーシェンコ政権を誕生させた)四年末の」オレンジ革命に対する政治的な報復」と

見なし、ロシアをG8議長国にふさわしくないと非難。さらに九九年秋の第二次チェチェン戦争開始以来のチェチェン住民に対する無差別の人権弾圧、メディアや反対勢力への締め付けなどブーチン政権の強権的な体質が話題になって久しい。裁判所がミハイル・ホドロコフスキー・ユコス社長を断罪し、シベリア送りにしたのは政治的な動機に基づくものだといわれ、内外から批判された。

また、ロシア上下両院は昨年末相次いで、内外の非政府組織(NGO)の活動を規制する法案を採択した。一月十日の大統領署名を経て、四月に発効するこの法律の狙いは、欧米諸国がNGOを使って、グルジア、キルギス、ウクライナなど旧ソ連地域で「カラー革命」を実現したとの見方から、〇七年の下院選挙、〇八年の大統領選挙を控えたロシアで同じような「革命」騒ぎが起きるのを阻止しようとするものだ。ロシア内外の反発に遭って当初案は若干修正されたが、それでも当局がNGOの生殺与奪の権を握ることに変わりはない。約四十万のロシアのNGO、欧米のNGO、人権擁護団体、各国議会などは民主化の後退として同法案を強く批判した。ライス米国务長官が同法案採択に繰り返し異を唱えたほか、一部の保守派米国上院議員からはサントペテルブルク・サミットをボイコットするよう呼び掛ける動きも報じられている。会見でもこの問題で質問が出た。

「ガス戦争」を念頭に、ロシアはエネルギーを武器に政治的目的を達成しようとしているとの批

判を「根拠なし」と一蹴、「ロシアはウクライナに特別価格で天然ガスを供給することで、年間三十億ドルから五十億ドルの補助をしてきたようなものだ」と価格引き上げを正当化した。また、ロシアがG8の一員であることについて、「サミットの指導者たちは誰もロシアの参加に反対していない。『太った猫たちの集まり』にしたくはないのだ」と述べ、財政黒字を続ける核大国ロシア抜きのサミットはあり得ないと主張した。ロシアのG8メンバー資格を疑問視する声には、「それは彼らの仕事だ。いくら犬がほえようとも、キャラバンは前進する」との表現で、巧みにかわした。

記者会見の直前、駐ロ英国大使館員によるスパイ事件がモスクワで発覚し、ロシアのNGOに資金提供していた館員(情報機関員)ら四人が摘発されたが、大統領は会見で「彼らを追放処分にはしない。この事件が英ロ関係を阻害することはない」と語った。仮に追放した場合、従来の例から、英国側も当然報復し、関係が悪化するのとは間違いない。G8議長国資格問題が提起されているおり、穏便に計らったものとみられている。ただし、ロシアの現実の変化、世界の変化を理解しない昔ながらの「頑迷なソビエトロジスト」に対して、大統領は「議論の余地はない。ぐそくらえ」ということだ」と口汚くののしった。

北方領土返還の意志なし

大統領は日本人記者の質問に応じて日ロ関係にも丁寧に応えたが、北方領土問題で「両国はヤル

タ協定、ポツダム宣言、サンフランシスコ平和条約という国際的な合意を損なうことなく問題解決の道を探り始めた」と述べたのは、四島にロシア主権があるとの前提で問題を考えていることを示唆したものだ。大統領は五六年の日ソ共同宣言や九三年の東京宣言に全く触れなかった。日本政府は従来からヤルタ協定（日本は参加していない）には拘束されないとの立場をとっており、これを知った上での発言とすれば、領土問題解決への意志が欠如していると見られても仕方あるまい。

大統領は「もしクリール問題を国内の政治問題解決に利用し、サムライのように刀を振り回すのであれば、われわれもこのゲームに興じる用意がある。われわれも振り回し、走り、わめくだろう」としながらも、「しかし、現実を分析した日本の友人やパートナーたちの立場を理解する限り、彼らはわれわれとの関係の新しい段階に入った」と言明した。回答の中で大統領は昨年十一月の訪日に対する満足感を示したが、その穏やかな口調とは裏腹に、ロシア側はこの日口首脳東京会談を最後に、領土問題でもはやこれ以上日本側と真剣に話し合うつもりはないと筆者は見ている。よほどロシア経済が不振に追い込まれない限り、二島すらロシアは領土を手放さないだろう。その意味では、ゴルバチョフ政権時代の経済的困窮の状況が、交渉次第では、領土返還の最大のチャンスだったのではないか。その後、エリツィンは領土を返さないとの本心を隠し、単なるリップサービス

で日本側に終始気をもたせたにすぎなかった。

2 島返還なら「今がチャンス」

筆者は昨年九月訪ロした際に、スタニスラフ・ベルコフスキー氏らロシアの著名な政治評論家たちと会見したが、そろって、ポスト・プーチン政権は領土問題でさらに厳しい姿勢を見せるだろうと語っていた。例えば、「プーチン後の政権は、ソ連解体で受けたロシア国民の屈辱を晴らすため大国主義の色彩を強めるだろう。日本との領土問題では、より厳しい態度を打ち出す可能性が大きい。日本にとって、二島返還で手を打とうというプーチン政権の今がチャンス」というのがベルコフスキー氏の意見だ。ちなみに国防省機関紙「赤い星」（二月十二日電子版）の調査によれば、「南クリール（北方領土）の運命をどう決めるべきか」との質問に対し、「ロシア領土のまま保持する」が七七％、「日本に引き渡す」一二％、「共同で経済利用を図る」九％という結果であった。

一方、大統領は三月に訪中する計画を明らかにするとともに、双方の歩み寄りで国境問題が画定できたと自賛、中国と「戦略的パートナー関係を発展させる」意向を表明した。大統領はまた、「両国は三年前に二百億ドルの貿易高目標を設定したが、昨年二百九十億ドルを実現した。二〇一〇年には六百億ドルを計画しており、これは達成可能だ」と、ここでも数字にも強いところを見せた。

ロシア人記者から、翌日（二月一日）に七十五歳の誕生日を控えたエリツィン前大統領について

の評価の質問が飛んだ。プーチン大統領は、エリツィン政治に評価を下すにはまだ時期尚早だとしながらも、「エリツィン大統領のときに、すべての変革の起源となる貴重なものが国民に与えられた。それは自由だ」とエリツィンを称賛した。自由を国民に与えたのは実際はエリツィンではなく、ペレストロイカという世紀の革命を断行したゴルバチョフだったことをプーチン大統領が知らないはずはあるまい。誕生日に、エリツィンにごまをすったとしか考えられない。ついでに、エリツィン時代は「悪かった」が七〇％、「良かった」は一三％、エリツィン個人の評価では否定的五五％、肯定的九％という最新の世論調査（一月三十日レバダ・センター発表）を紹介しておく。

後継者の名指しは避ける

自らの後継者問題に関して大統領は、「国の先頭に立てる人物は非常にたくさんいる。この問題に最終的な回答を与えることのできるのは国民だ」と述べるにとどまり、具体的な名指しは避けた。引退後、ガスプロム会長に就任するのはどのうわさについて、「就職口をオファーしてくれて、ありがとう。しかし、自分は性格的にも経験からもビジネスには向かない」と軽くいなした。ロシア国民はプーチン記者会見をどう見ているのか。二月九日発表の「全ロシア世論調査研究センター（VTSIOM）」の調査によれば、回答者の八一％が満足、不満は一二％、回答困難は六％だった。会見はおおむね好評だったと言える。

海外情報

「新聞戦争」、第2幕へ

独紙、ポーランド版投入へ

ポーランドの経済週刊紙『ワルシャワ・ビジネス・ジャーナル』(WBJ)は二〇〇五年の秋、多数の印刷メディアがひしめくこの国で、新たな新聞戦争が始まると書いた。ドイツの『ベルリナー・ツァイトウング』によると、ポーランド版『ニューズウィーク』は新聞界に間もなく「革命」が起こると書いた。オーストリアの『プレッセ』は、狭いポーランドの新聞市場で読者をめぐる戦いが先鋭化していると書いた。

それはドイツから進出した大衆紙に一位の座を奪われたポーランド最大の新聞が、これに対抗するための新聞を創刊し、さらにドイツ側がこれに対抗する新聞の投入を計画するというバトルの展開を意味している。

最初のきっかけとなったのは、二年余り前の〇三年十月二十二日にドイツ最大の新聞コンツェルン「シュプリングガー」がワルシャワで創刊した『ファクト』である。『ファクト』は「シュプリングガー」を経済的に支えるヨーロッパ最大の街頭売り大衆紙『ビルト』のクローンといわれる大衆紙で、創刊わずか二カ月で五十三万六千部に達し、ポーランド最大の新聞に躍り出た。「シュプリング

ガー」はこの成功によって、同種の大衆紙を広く東欧諸国に拡大していく意図を示してきた。

この『ファクト』の進出で大きなダメージを受けたのが、ポーランドの有力メディアグループ「アゴラ」が発行する高級紙『ガゼタ・ヴィボルチャ』(以下『ガゼタ』)で当時四十三万三千部、長らくポーランド最大の位置にあったが、『ファクト』の出現で第二位に甘んじる結果となった。こうした状況の後、〇五年の九月になって、

「アゴラ」が百万部を狙う大衆紙を創刊するとのニュースを先のWBJが報じた。その狙いは、『ファクト』に打撃を与えようと、『ガゼタ』に次ぐ部数の大衆紙「スーパ・エクスプレス」も押さえ込むことにあるという。だが、十一月十四日に「アゴラ」が創刊した日刊紙『ノヴィ・チエイン』(「新しい日」)は、当初のニュースとは異なり、広く中間層を対象とする新聞であった。『ノヴィ・チエイン』の創刊に当たり「アゴラ」は、「われわれは現実を作り上げたりしない。そこで起こっていることに公正な説明を加える。イエローペーパーとは対照的に、読者を驚かす必要

性はわれわれの役割ではない。同時に、難しい、論議のある問題を「慎重に避けるような新聞でもない。われわれの目的は、一般の人々にとって重要な問題をカバーすることにある」と述べた。

「アゴラ」がこうした性格の新聞を創刊したのは、部数競争とは別の理由があったという。事実、高級紙『ガゼタ』の読者が大衆紙の『ファク

ト」に奪い取られたわけではなく、〇四年を通じて販売収入は四・五%伸び、部数も四十三万六千部になった。むしろダメージを受けたのは『ガゼタ』の「権威」であったのだという。

『ガゼタ』は旧東欧諸国の社会主義体制が同時に崩壊した東欧革命の中で、一九八九年に「アゴラ」社の設立とともに、反体制新聞として創刊され、多くのポーランド人が読んできた新聞であった。

ところが『ガゼタ』は最近になって、二つの不名誉な事件を引き起こした。一つは、第三者からの提案に乗って、『ガゼタ』に有利な方向にメディア法を改正するロビー活動を依頼した結果、提案者から多額の報酬を要求された経緯が暴かれた事件である。その二は、誤った情報に基づいて警察の腐敗を暴く記事を報道した問題で、「読者のために」との理由で情報源を明らかにしてしまつた事件である。

『ファクト』への対抗とともに、これらの事件により下落した『ガゼタ』の権威を補うことに、『ノヴィ・チエイン』創刊の狙いが込められているのだという。

だが、これでバトルが終わったわけではない。「アゴラ」のこうした動きに対し「シュプリングガー」コンツェルンは、〇六年には旗艦『ウェルト』のポーランド版を創刊する意図を示している。やがて第二のラウンドが始まるのであろう。

(広瀬 英彦 東京大学名誉教授)

ムハンマドの風刺画で対立深まる 衝突するイスラム教と西欧の価値観

小林 恭子
(在英ジャーナリスト)

デンマークの保守系有力紙『ユランズ・ポステン』が、イスラム教の預言者ムハンマドの風刺画十二枚を掲載したのは昨年九月。国内に住むイスラム教徒の一部が、偶像崇拜を否定するイスラム教ではムハンマドの肖像を描くことさえ許されておらず、ましてや戯画化は「イスラムへの冒瀆」として抗議したものの新聞からの謝罪はなく、デンマーク政府も「独立メディアの編集権には干渉しない」という理由から対話の機会を持つとうしなかった。

業を煮やしたイスラム教団体幹部らが中東諸国を訪問し、抗議の支持を取り付けると、デンマーク大使の本国送還などが始まった。これを「表現の自由の危機」と見なしたノルウェー、フランス、ドイツなどの新聞や雑誌が、今年になって風刺画を転載。この時点で、ムハンマドの風刺画事件はデンマーク一国ばかりでなく、一躍世界中に知られることになった。

「表現の自由」を試したい

欧州の新聞各紙が「表現の自由」を主張し、これに賛同して風刺画を掲載する新聞が増える一方で、中東諸国に限らずアジア、アフリカ諸国でも

イスラム教徒による抗議デモが広がった。デモは次第に過激度を増し、死者が出るまでになった。

一方、欧州の表現の自由を「二重基準」と非難するイランでは、『ハムシャハリ』紙が、欧州でタブーとされるホロコースト(ナチドイツによるユダヤ人虐殺)の存在を否定するような風刺画のコンテストを開始する、と宣言し、対決姿勢をあらわにしている。

一連の風刺画問題の背景には、イスラム教と西欧の価値観のぶつかり合いがある。国際政治の面からは、米国を含めての西側とイスラム教社会との覇権争いとも言えよう。直接的には、欧州社会に移民として住むイスラム教徒とホスト国になっている欧州各国の既存価値観の衝突でもある。宗教・表現の自由、民主主義を基本とする欧州社会で、自分の宗教に対する批判をよしとしないイスラム教徒は、どうやって折り合いをつけて生きていくべきなのだろうか？ いまだこの問いに対する答えは見つかっていない。

英各紙などの報道をまとめると、昨年夏、デンマークの児童作家カール・ブルイトゲン氏が、移民と非移民との間の理解と融合を深めるために、

預言者ムハンマドに関する児童書を書くと思った。イラストを描く漫画家を見つけるのが難しく、最終的には、ある風刺画家が匿名を条件に描いたという。

この顛末をライバル紙『ポリティケン』で知った『ユランズ・ポステン』の文化部長フレミング・ローズ氏は、「メディアの自己検閲がどれくらいを試すために」ムハンマドの風刺画掲載を思い付いた。

ローズ氏は、二十五人の画家にムハンマドの風刺画を依頼したが、十三人が断り、十二人が承諾。九月三十日、「自分が見た通りのムハンマド」というテーマの風刺画が掲載された。

風刺画の一つでは、ムハンマドのターバンが爆弾になっていた。また、ムハンマドが自爆テロ犯たちに向かって、「待てよ、もう処女がいなくなった」(自爆テロをすると、天国で処女が待っていると考えるため)と述べている風刺画もあった。イスラム教とテロを直接結び付けたかのようなこの二つの風刺画は、特に冒瀆的だとして強い反感の対象になっていく。

欧州の新聞が追従

風刺画掲載以前のデンマークだが、イスラム教をめぐり、一定の緊張感が存在していたようだ。

英各紙の分析によると、プロテスタントの国デンマークでは、他の欧州諸国同様、風刺が強い政治漫画を新聞に載せる伝統があるが、近年はテロや移民増加を背景に反イスラム感情がうっ積してい

た。全人口約五百四十万人の中で約二十万人がイスラム教徒だが、「イスラム教はテロリストの宗教」と公言する極右政党の国民党が勢力を伸ばしていた。

十月中旬、風刺画家の何人かがイスラム教徒過激派から殺害予告を受けた。同じころ、国内のイスラム教徒五千人は抗議のデモを行っている。また、イスラム諸国からの十一人の大使が、風刺画に対する抗議のため、ラスムセン・デンマーク首相との会談を希望するが、首相はこれを拒否した。

十二月、デンマークのイマーム（イスラム教の伝道師）たちは中東を訪問して抗議活動への協力を求めた。このとき、十二枚の本物の風刺画とは別に、ムハンマドが児童性愛主義者として描かれるなど、さらに過激な風刺画も加えられたと言われている。

今年一月十日、ノルウェーのキリスト教週刊誌『マガジネット』が風刺画を「表現の自由」のために転載。二十六日にはサウジアラビアがデンマーク大使を送還。国内でのデンマーク製品のボイコットも始まった。三十一日、『ユランズ・ボステン』紙は風刺画掲載でイスラム教徒の感情を傷付けたことに関して謝罪。しかし、掲載自体に関しては謝罪せずに現在に至っている。ラスムセン首相も、「独立メディアに政府は干渉できない」という姿勢を崩していない。

二月一日、フランス、ドイツ、イタリア、スペインの新聞が風刺画を転載し、風刺画問題は一挙

に世界の注目を浴びることになった。この中の一紙『フランス・ソワール』の編集長はその日のうちにエジプト系フランス人の社主に更迭された。

シリアでは、首都ダマスカスにあるデンマークとノルウェー大使館をイスラム教徒のデモ参加者が襲撃。レバノンの首都ベイルートにあるデンマーク大使館が放火された。レバノン内相は放火の責任を取って辞職。アフガニスタンやソマリアでは、少なくとも八人のデモ参加者が警察との組み合わせの中で命を落とした。暴力を行使するデモに対して非難の声が上がりだした。

英国では掲載なし

英国では、大衆紙および高級紙共に今回の風刺画の転載をしていない。

掲載しなかった理由は、例えば『デーリー・メール』は、「掲載した新聞の弁護のためには死むいとわれないが、掲載の事実そのものには同意しない。権利は権利だが、責任はまた別のものだ。」「デーリー・テレグラフ」は、あからさまなヌードや暴力シーンを印刷しないのと同様の理由から風刺画を掲載しないことに決めた、としている。「表現の自由」は大事だが、「故意に侮辱する」のは避けたい、というのが各紙の趣旨だった。BBCなどのテレビ局が一瞬、風刺画が掲載された仏紙の紙面を放映しただけでもイスラム教の団体が抗議声明を発表し、放送局の建物の前で抗議デモが起きる、といった背景要因もあった。メディア専門家らが推測した他の理由として

は、イスラム教団体の反感を買うことで読者が減少するのを恐れた、新聞を販売する小売店の販売主の多くがイスラム教徒であることを考慮した、編集長の首が飛ぶことを恐れた、などがある。

一九八九年、イランの指導者ホメイニ師が、小説『悪魔の詩』のインド系英人作者サルマン・ラシュディ氏に、イスラムを冒瀆したとして処刑を命じたが、英メディアはイスラム教徒の国民の感情に配慮する教訓を学んでいたとする説もある。ただし、ウェブサイトでは見れるようになっていたため、ネットでリンク先を掲載しながらも紙媒体には載せない英新聞界を「臆病者」と呼ぶコラムニストもいた。

対立から妥協へ？

八日、仏漫画週刊紙『シャルリー・エブド』が、問題となった風刺画と併せて新たなムハンマドの風刺画を掲載し、売れ行きを大幅に伸ばした。このころから、欧州側の表現の自由に対する見方がやや変わってきたように思える。

政教分離の原則から公的場所ではイスラム教徒がスカーフをかぶることを許さなかったフランスだが、この方針を推進したシラク仏大統領が今回の雑誌の風刺画を「あからさまな挑発」と呼び、「表現の自由は責任をもって行使されなければならない」と述べているのがその一例だ。

「表現の自由」至上主義を主張してきた西欧のメディアだが、「責任」の意味合いを考える機運がわずかに見えてきた可能性もある。

海外情報

米完全デジタル放送化は09年2月

アナログ視聴対策費15億ドルを拠出

ブッシュ大統領は二月八日、アナログ放送を二〇〇九年二月十七日で停止する法案に署名した。またこの法案には、十五億ドルに上る連邦補助金プランが盛り込まれた。新規にデジタルテレビ(DTV)を購入できない家庭が、現行のアナログテレビでデジタル放送電波を受信できるコンバーター・ボックス設置のための補助が目的(『マルチヤンネル・ニュース・オンライン』、二月八日)。

放送デジタル化後の「アナログテレビ対策」は、向こう五年間で四百億ドルの予算削減を盛り込んだ「〇五年赤字削減法案(Deficit Reduction Act of 2005)」の中に位置付けられている。地上テレビ放送のデジタル化は一九九八年に始まったが、アナログ放送停止時期はデジタル放送の普及が全米テレビ視聴家庭の八五%に達した段階とされ、明確に示されていなかった。アナログ放送が完全停止されると、現在、大出力電波でアナログ・デジタルのサイマル放送を求められている全米千七百四十九のテレビ局はデジタルだけの放送となる。

アナログ放送の停止時期をめぐるのは〇五年末にかけて連邦議会上下両院で審議が活発に行われた。上院は〇九年四月七日案を打ち出し、これに

伴うアナログテレビ対策として全家庭にコンバーター・ボックス設置補助金三十億ドルを拠出することした。下院は〇八年十二月三十一日案でまとめ、コンバーター・ボックスの手当てに十億ドル程度を充てていた(『ブロードキャスティング・アンド・ケーブル』B&C・オンライン)、〇五年十二月十六日)。

上下両院間での最終的な擦り合わせの行方が注目される中、両院が提出した見直し案は上院と下院が主張する期日のちょうど中間をとったものでまとまった。〇五年十二月十九日早朝、下院では見直し案が二二(賛成)対二〇六(反対)の賛成多数で可決された。上院でも〇五年十二月二十一日に二月十七日案を僅差ながら五一(賛成)対五〇(反対)で可決している(『B&C・オンライン』、〇五年十二月十九日、十二月二十一日)。

上下両院を絶対多数で支配できるはずの共和党は、上院で民主党が打ち出した法案通過の遅延戦略に直面し、二月一日、下院での再投票を余儀なくされた。法案は二二六(賛成)対二一四(反対)の僅差で辛うじて可決され、ブッシュ大統領に送られた(『B&C・オンライン』、二月一日)。

二月八日、ブッシュ大統領の署名によりデジタル移行完了の期日が確定した。全米放送事業者連盟(NAB)のデビッド・レア(David Rehn)会長は「この法案が制定されたことにより、私たちは重要な局面を迎えることとなった。NABは議会が立法過程において、消費者を考慮した多く

のデジタルテレビ対策案を採用したことを喜んでゐる。また法案においては、ケーブル業界がHDTVの高精細画質を劣化させることなく、視聴者に届けることを盛り込んでいる点にも勇気づけられた」と歓迎のコメントを発表している(『B&C・オンライン』、二月八日)。

アナログ電波が連邦に返還されると、六十メガヘルツの周波数帯が無線ブロードバンド事業者向けとして競売に掛けられる。周波数競売によって生じると議会が見込んでゐる百億ドルの収入のうち、七十三億六千三百万ドルが財務省に納められ、残り二十六億三千七百万ドルはアナログ放送終了にかかわる諸政策に充てられる。デジタル電波を交換してアナログテレビで視聴するためのコンバーター・ボックス設置に関しては、各家庭に四十ドルのクーポン券が出される、総額補助枠は十五億ドルである。内訳は九億九千万ドルが直接補助、この補助額が不足と商務省が判断した場合、追加措置としてさらに五億一千万ドルが拠出される(『B&C・オンライン』、二月一日)。

二月八日、九六年電気通信法が成立して十周年を記念する日に、ブッシュ大統領は米国放送の転換点を決する法案に署名した。これに先立ってブッシュ政権は競売に掛けられていない電波に対して〇七年から利用料を課す案を提案した。放送局も対象で赤字削減になりふり構わぬ姿勢を見せた。一七年までに三十六億ドルを集めたいとしている。

(金山 勉 上智大学助教授)

欧州6大学連合体で専門記者教育 国際ジャーナリズム修士課程に期待

橋本 晃
(北海道大学助教)

グローバル化の進む世界で汎欧州的文脈、地球規模の視野での報道に携わる国際ジャーナリストを養成するプログラムが、欧州の一角でスタートした。二〇〇五～〇六年度からデンマーク、英国、ドイツ、オランダの四カ国六大学のコンソーシアムで発足したエラスムス・ムンダス・ジャーナリズム修士課程である。筆者は先ごろ、同プログラムの客員研究員として主宰校のデンマーク・ジャーナリズムスクールを来訪した。欧州、世界でもユニークな国際ジャーナリズム課程の概要と各国から集まった学生たちの横顔を紹介する。

欧州統合の進展の中で

ユトランド半島東岸、デンマーク第二の都市オーフス郊外の一畝の土地に、コンクリートで固めた要塞のようなジャーナリズムスクールの校舎は建つ。一九七一年の設立以来、四年前まで三十年間にわたり同国内のジャーナリスト養成教育を独占的に担当してきたが、九〇年代末に南デンマーク大学（オデンセ）とロスキルド大学（コペンハーゲン郊外ロスキルド）にジャーナリズム学部・研究科の創設が認可されたところから方向を少しずつ転換、ここ数年、国際化とミッドキャリア・ジ

ャーナリストの研修、教育に重点的に取り組んできた。

前者では、世界各国から学部四年生を集めて、ユトレヒト・ジャーナリズムスクール（オランダ）と共同で行っている一年間のプログラム「ヨーロッパ・イン・ザ・ワールド」、テネシー大・オハイオ大・ミズーリ大の各ジャーナリズムスクールなど米欧六大学と提携しての「ジャーナリズム・ウィザウト・ステレオタイプス」といった既存の国際プログラムに加えて、欧州連合（EU）の高等教育交流イニシアチブ・エラスムス計画の枠組みの中で昨秋から始まったのが、エラスムス・ムンダス・マスターズ・プログラムだ。

欧州の統合過程とは、よく知られている市場（人・モノ・資本・サービスの自由移動）、通貨（単一通貨ユーロの導入）の分野にとどまらず、農業政策、税制、共通外交・安全保障政策、教育など社会生活のあらゆる面に及ぶものだが、その教育、特に高等教育の分野では域内各大学間での単位認定制度（ヨーロッパ・トランスファー・クレジット・システム）や学位の明確化などを内容とする高等教育制度平準化（ボローニャプロセ

ス）や研究者・学生の交流の活発化を図るエラスムス計画が推進されてきている。エラスムス・ムンダスとはエラスムス計画の一部で、特にEUと域外各国との知的交流を促すためのイニシアチブである。このエラスムス・ムンダス計画の枠組みで欧州各地の大学が研究分野ごとにコンソーシアムを形成して、三百近くのヨーロッパ修士課程が創設された。

エラスムス・ムンダス・ジャーナリズム修士課程、正式名称「エラスムス・ムンダス・マスターズ・グローバルゼーション下のジャーナリズムとメディア——欧州の視点」は、ジャーナリズム分野での唯一の課程で、デンマーク・ジャーナリズムスクールを中心に、オーフス大、アムステルダム大、ロンドン市立大、ウェールズ大スウォンジー校、ハンブルク大の六校が共同で、世界各国から集まった第一期二十七人のジャーナリストたちにさらなる専門教育を施している。

前身はある。デンマーク・ジャーナリズムスクールが英国のジャーナリズム・メディア研究の中心であるカーディフ大、ユトレヒト・ジャーナリズムスクールとともに九四年から続けてきたヨーロッパ・ジャーナリズム修士課程だ。しかし、一年制の旧修士課程は前述の通り進行中のボローニャプロセスに合致せず、学生も欧州域内出身者が大半であったこともあり、今回パートナー校を変えて、より包括的なエラスムス・ムンダス計画の枠組みの中で、二年制のグローバルな新修士課

程発足にこぎつけた。

国境超えジャーナリズム学ぶ

同修士課程の目的は、

一、ヨーロッパ・ジャーナリズムとその学術的研究について、学生たちにグローバルな視野の下で知識を獲得させる

一、ジャーナリズム研究の専門化を推進する

一、学生たちを今日のヨーロッパ・ジャーナリズムの主要な問題・議論に精通させ、それらを理解し、さまざまな理論・方法の利点を吟味できるだけの分析技術を付与する

一、グローバルな視野の下でのヨーロッパ・ジャーナリズムと自ら選んだ専門の知識に基づく多様な分野での雇用に学生たちを備えさせ、同時に思慮深い実務家兼メディア情報の消費者とする

一、欧州三カ国での滞在、学修により、ジャーナリズムの国境を超えた視野を付与する

一、学生が希望する場合は博士課程を含めて、さらなる学修への備えとなるようリサーチスキルを身に付けさせる

二年間の学修は三期に分かれる。八月末から十二月半ば過ぎまでの第一学期、学生たちはオースで、デンマーク・ジャーナリズムスクールのホルム教授（国際関係論）による「グローバルゼーション——グローバルな変化を報道する」とオース大学政治学部のソレンセン教授（政治学）担当「国家の変容」および同大情報・メディア研究

所教授陣による「グローバルゼーション、文化、メディアの役割」の三つのセミナー（各十単位）を集中的に受講。

次いで二・六月の第二学期はアムステルダムに場所を移し、「ジャーナリズム・メディアの国際的発展」「ニュースの政治学」と選択科目一つの、やはり三科目三十単位を取得する。

二年目となる第三、四学期、学生たちはロンドン、スウォンジー、ハンブルクの三都市に分かれ、それぞれ「ビジネスとファインランス」「戦争と紛争」「メディアシステム、ジャーナリズム、公共圏」の分野で専門ジャーナリストとして活躍するのに必要な知識、分析スキルの獲得に励む。こちら一学期三十単位、計六十単位分の学修を行う。

こうして二年間で百二十単位を取得すると、各自学修した三校共同の修士号が付与される。

奨学金もエラスムス・ムンダス計画から多額の供与がなされ、ジャーナリズム修士課程ではEU域外出身の学生向けに計二十四人分、一人当たり四万二千^円（約五百九十万円）の学生向け奨学金が用意されている。二十四人分の内訳は、十二人分がアジア諸国（うちインド六、中国一、マレーシア一、タイ一、残る三がほかの途上国）、もう十二人分が非アジア諸国出身者向けとなっている。

多様なバックグラウンドの学生

さて、話を実際に同課程で学ぶ学生たちに移そ

う。栄えある第一期生は百五十人を超える志願者の中から選ばれた二十七人。国別の内訳は、西欧諸国がデンマーク二人、オランダ二人、英国一人、フィンランド一人、ポルトガル一人の計七人。東欧・旧ソ連諸国はクロアチア、ロシア、ウクライナ、モルドバ、アゼルバイジャン、ベラルーシ、キルギスからそれぞれ一人で、やはり計七人。北米は米国が六人、アジアはインド二人、パキスタンと中国から一人ずつの計四人。中東・アフリカはケニア、ジンバブエからの二人。中南米はペルーから一人参加した。

年齢は二十二歳から三十八歳まで幅広いが、全員が大学卒業後、何らかの記者経験を持っている。このプログラムは優れた専門性と広い国際的視野、そして今日の世界が抱える諸問題を深く分析し考察するための調査・研究のスキルを兼ね備えたジャーナリストの再教育課程なのだ。

独裁政治または権威主義的体制でなく、言論・プレス（報道）の自由が保障された国から来た学生^{II}ジャーナリストは、わずか三〇％。国同士が対立関係の場合もあるが、母語を含め平均三言語を話し、十四カ国の訪問歴がある、総計では計三十七言語、約百カ国の訪問歴というコスモポリタンな雰囲気の中で、自由闊達な議論の花を咲かせている。

デンマーク最大の新聞『ユランズ・ポステン』が昨年九月、頭部に火のついたダイナマイトを載せるなどしたイスラム教の開祖ムハンマドの風刺画を載せたことが、イスラム諸国の激しい抗議行

動につながっているが、本社がオースにある同紙から編集幹部を招いて議論の機会があった際も、学生たちの間では「文明の衝突」といった空気が微塵も漂うことはなかったという。

筆者が同校に滞在していた一月には、同プログラムの発起人・事実上の主宰者で、欧州問題で優れた功績を上げた研究者に与えられる「ジャン・モネ教授」の称号を持つ、有名な国際関係学者ホルム教授が外務省での対策会議に急きょ呼ばれ、コペンハーゲンまで出掛けていくなど、火元のデンマークでも混乱が広がっていた中である。

グローバルジャーナリズムの試み

デンマーク・ジャーナリズムスクール主宰のエラスムス・ムンダス修士課程に類似した試みは、欧州の各地で少しずつ始まっている。

代表的なのが、フランス・ストラスブールのストラスブール第三（ロベール・シューマン）大学のジャーナリズム教育大学センター（CUEJ）が九一年秋から運営してきたユーロジャーナリズム修士課程だ。大学卒業、三年以上の記者経験を持つ者を対象に、欧州統合過程・欧州問題を報道する専門記者の養成に目的を絞って二〇〇四年春まで十三年間にわたり先駆的な教育を行ってきた。

最大十五人の定員中、発足当初こそフランス人学生が多かったが、すぐに構成は逆転。独・伊・ベルギー・スペインなど西欧、ポーランド・ルーマニアなどの中東欧、さらには米国、中国、アフ

リカ諸国などからの留学生が八割を占めるようになった。教授陣もフランス人だけでなく、十カ国からやってきた政治学・経済学・欧州問題・マスコミュニケーションなどの専門家が教鞭をとった。

修業年限は一年で、二学期制。九月半ばから翌年二月末までの第一学期は、ストラスブールの同校で「欧州連合、その制度的異常」「経済・社会統合の政治学」「通貨・予算・財政・社会——ユーロ圏の複合的諸政策」「EUの競争政策」「EUの対外行動・イニシアチブ」「共通外交・安保政策」「司法と内政」などの演習から複雑な欧州機構、その意思決定プロセスなどの知識を習得しつつ、プロフェッショナルトレーニングも受けた。

第二学期、三月から六月末までは、ブリュッセルで欧州委員・ベテラン記者らの指導を直接受けながら、毎日の記者会見・ブリーフィングを實際に記事にしていくな。巨大な官僚機構でもある欧州委員会、最高意思決定機関の閣僚理事会、そして少しずつ存在感を高める欧州議会、さらにはそれらの関連機関、民間研究所、シンクタンクがひしめく「欧州の首都」は、EU本体の複雑さをそのまま反映し、さながら迷宮の観を呈する。ここで学生たちはどこで誰と会えば話が聞けるか、どこに行けば求めるデータが手に入るか、自分の頭と足を使って一つ一つ専門記者となるのに必要なスキルを身に付けていった。

十三年間で修了者の累計は約百十人。うち二五

%が新聞・テレビなどのブリュッセル特派員を務め、四〇%が国際報道デスクのポストに就いた。この一年制、旧課程の修士課程を発展的に解消させる形で、同校は昨秋、独フライブルク大学と提携してジャーナリズム仏独共同修士課程を発足させた。

修業年限二年の新修士課程全体の定員五十人中、仏独両国から五人ずつ計十人の枠をこの仏独共同課程に確保し、仏独バイリンガル、ストラスブールとフライブルク両都市での集中教育で、欧州統合をけん引してきた両国の言語・文化・歴史にも精通したエキスパートを養成。ジャーナリズム教育自体でも、全員に新聞・雑誌・テレビ・ラジオなど媒体別に主専攻と副専攻の二つを課し、必要なスキルを習得させる計画だ。

CUEJ以外にも、フランス人学生と外国人学生の比率を半々にして「多様性」を旗印にやはり昨秋、ジャーナリズム教育に参入してきた社会科学系名門グランゼコールのパリ政治学院や、一九九二年の設立以来、EU加盟各国のみならず旧ソ連・東欧諸国や欧州域外の世界各国のミッドキャリア・ジャーナリスト向けに各種の短期セミナーを開催し続けているオランダ・マーストリヒトのユーロピアン・ジャーナリズム・センターなどの試みもある。長い伝統を誇る米国ジャーナリズム教育の影で比較的目的不明な存在だった欧州のこの分野での動きが、にわかに活況を呈してきている。

海外情報

05 新聞・出版界の重要ニュース

『新聞出版報』が掲載・中国

中国の二〇〇五年新聞・出版界の重要ニュースを、新聞出版報編集部が選定、〇六年一月一日付で掲載した。二十件あるが、今号では、新聞にかかわるニュースと、報道界全般にかかわるニュースを中心に紹介する。できるだけ原文の趣旨を生かす形で訳出する。

一、新聞出版界全体が共産党員の先進性を保持する教育活動を全国展開し、一定の成果を上げた。そのうち、わいせつ図書や不法出版物の取り締まりに功のあった山西省新聞出版局の馬愛民主任の取り組みが、社会的な反響を呼んだ。

二、新華社が中央の主要メディアと共同でキャンペーンした「永遠不滅の功績」「時代の先鋒」など、共産党史上優れた人物の紹介が大きな影響を与えた。

三、新聞出版総署が「新聞記者証管理弁法」と「新聞社の記者ステーション管理弁法」を公布・施行。共産党中央宣伝部、國務院ラジオテレビ総局、新聞出版総署が「取材・編集従業員管理規定」を公布、記者に、報道時の実名表示を求めた。また、記者証を没収されたものに対して、五年間は報道関係業務へ復帰することを禁止した。

新聞出版総署が、「期刊（定期刊行物）出版管理規定」と「報紙（新聞）出版管理規定」（前号既報）を公布し、十二月一日から施行した。

四、四月二十五日、国新出版物発行データ調査センター設立。わが国出版物の発行部数に関する監査活動を始めた。「車友報」が、同センターの発行部数監査を受ける初めての発行団体・単位となった。

五、報道界が、虚偽報道を一掃し、ニュースの真实性を維持する活動を、全国的に展開。新聞出版総署は、九十の全国主要紙を組織して「新聞取材報道関連法規宣伝月間」の活動を実施。この活動には、不法な記者ステーションの取り締まり、偽記者の排除、記者の合法権益を守るといったテーマが含まれる。

六、七月八日、中国で初めてのデジタル博覧会が北京で開催。わが国の新聞出版業の情報化技術を速やかに発展させることが、同博覧会の一つの狙い。

七、八月二十四日、共産党中央宣伝部、國務院不正究明班、新聞出版総署が連名で、新聞界に対し、販売秩序の規範化を要求。悪性の競争に歯止めを掛けるよう求めた。

八、少数民族地区の新聞出版事業を援助し、新疆の出版事業を積極的に推進する「東風プロジェクト」の立案、全国の新聞出版系統によるチベット援助活動会議の招集、業界挙げてのチベット新聞出版事業支援。

九、新聞出版総署で主要幹部の異動、交代があった。中国共産党中央と國務院は、石宗源新聞出版総署長を、中国共産党貴州省委員会書記に転出させ、新しい署長・同署党组書記に、龍新民国家版權局長を任命した。十二月二十七日、全国新聞出版局長会議が北京で開催され、第十期五カ年計画の経験を総括して、第十一期の新聞出版活動と産業発展のための五カ年計画を策定し、二〇〇六年度の活動を準備した。

このほか、新聞界に直接的な影響はないが、二十件の重要ニュースに入ったものは以下の通りである。

(一) 著作権集合管理条例が三月一日施行 (二) 中国中央弁公庁、國務院弁公室が「全国文芸新聞出版における各種授賞の方法」で通達 (三) 偽書追放キャンペーン (四) 著作権知識普及を目指し小中学生啓蒙 (五) 出版改革に傾注。十一月に中共中央政治局が文化体制改革を進める会議を開催 (六) 新聞出版総署と中共中央宣伝部が、低俗、不法、著作権法違反の出版物取り締まり (七) 抗日戦争と反ファシズム闘争勝利六十周年で記念報道 (八) インターネット接続ユーザーが一億を突破、世界第二位に (九) 新聞出版総署がインターネット出版で違反警告制度策定 (十) 新聞出版総署が児童向け図書の質について調査、合格率は八八・一% (十一) 北京国際図書博覧会が「中華圖書特殊貢獻獎」を開設

(木原 正博) 日本新聞教育文化財団

公的でも自宅内の写真公表は違法

マスメディア関連の裁判を見る (20)

(東京地裁 平成一六年(ワ)第一八〇二二号)
|| 謝罪広告等請求事件

佐藤 英雄

自宅できつろぐ姿を週刊誌に掲載されたとして、
㈱読売新聞グループ本社社長の渡辺恒雄氏が、発
行元の㈱文芸春秋と同社代表取締役や週刊文春編
集長をプライバシーの侵害による不法行為で訴え
た事件。東京地裁(貝阿彌誠裁判長)は平成十七
年十月二十七日、被告らに二百万円の損害賠償の
支払いを命じる判決を言い渡した。

窓越しに撮影

原告が問題とした写真は、平成十六年八月二十
六日の週刊文春巻頭グラビア記事「CATCH
UP」の一瞥目と二瞥目上部に掲載された二枚。
同写真は文芸春秋従業員のカメラマンが、東京都
千代田区のマンション五階の居室内で、ガウン姿
だった渡辺氏を、公道に隣接する遊歩道から千鳥
ヶ淵に面した東側の窓越しに撮影した。

一枚は、「オーナー辞任で意気消沈の渡辺氏」
のコメントがある正面向きの上半身の写真、もう
一枚は、「ワンマンの末路」の見出しが付いた横
向きの上半身の写真。このほか、「読売vs.NHK
『メディアのドン』のクルマ自慢」の見出しが付
いたグラビア記事や「巨人軍渡辺王国の崩壊」の

見出しが付いた特集記事も掲載されている。

原告は、このうち、巻頭グラビア二枚の掲載写
真を①将来にわたって、文芸春秋発行の出版物に
掲載してはならない②この二枚の写真は、「原告
のプライバシー権を著しく侵害する行為であり、
多大な精神的苦痛を与えた」とする謝罪広告を週
刊文春の記事面に掲載③一千万円の損害賠償を、
それぞれ求めて争った。

原告の主張は(一)自宅の室内において、他人
の視線から遮断され、社会的緊張から解放された
形で個人の自由な私生活を営むことは、人格的利
益として何よりも尊重されなければならない、居宅
内における容ぼう・姿態を第三者が無断で写真撮
影し、広く公表することは、私生活への実質的な
侵入であり、撮影された者に一層大きな精神的苦
痛を与えるものであるから、不法行為を構成する。

(二)週刊文春編集長の被告Cは、取材行為の
際に、他人の私生活に無断で侵入するような方法
で写真撮影をして、私生活、住居の平穏を侵害し
ないよう注意すべき義務を負うとともに、みだり
に他人の容ぼう・姿態を撮影した写真を雑誌に掲

載して、その人格的利益を侵害することのないよ
う注意すべき義務を負う。にもかかわらず、原告
のプライバシーを著しく侵害する本件写真を被告
会社のカメラマンに撮影させた上、これを多数の
発行部数を有する本誌に掲載した結果、原告は、
プライバシーを著しく侵害され、回復不可能なほ
どの精神的苦痛を受けた。

(三)原告が、読売新聞グループ本社の代表取
締役会長・主筆などの要職にあつて、今後も取材
の対象となることは明らかである。よって、被告
らが将来にわたって、原告に関する記事を掲載す
るに当たり、参考写真として本件写真を流用して
掲載する現実的危険性は極めて高い。そうすると、
今以上に原告やその近親者の私生活の平穏が著し
く害されて、原告の精神的苦痛はもはや事後的に
回復することが極めて困難な程度に深刻化する。

さらに、本件写真が本誌に掲載されたことによ
つて、寝間着であるガウン姿を着用した無防備な
原告の姿が一般公衆の目にさらされ、しかも「ワ
ンマンの末路」というキャプション(見出し)が
付いていたことからすれば、通常のプライバシー
侵害にとどまらず、原告の社会的評価を低下させ
た側面もある。従って、プライバシー侵害の救済
方法として、原状回復措置を認める必要性が大き
く、本件写真の出版物への掲載を差し止めること
が不可欠であるなどとした。

公益を図る目的と文春主張

被告らは(一)自己の業績、名声、生活方法等

によって公的存在となった者、または公衆がその行為や性格に興味を持つであろう職業を選択することによって公的存在となった者は、プライバシーの権利の一部を失う（「公的存在の法理」という）。原告は、読売巨人軍のオーナーを突如辞任した直後であり、国民全体が原告の動静に注目していた時期であるから、本件写真の撮影および掲載時の原告の公的地位または公的関心の高さは極限的に高まっていた。従って、本件写真は、原告のプライバシーを侵害するとは言えない。

(二) 原告は、読売巨人軍のオーナーを辞任した平成十六年八月十三日以降、数多くの新聞、雑誌およびテレビ等の報道陣が、自ら辞任の理由を説明しない原告に対して直接取材を試みるため、本件マンションの前の公道上やこれに接する遊歩道上に参集しており、激しい取材にさらされていることを十分に認識していた。また、原告は、読売新聞社の記者の経歴を持ち、現在も会長を務める株式会社読売新聞グループ本社が多数のテレビ・ラジオ局等の関連企業を持つなど、マスコミ界を知りぬいた立場にあるから、各種マスコミが注目度の極めて高い原告の去就に対していかなる取材方法をとるか熟知していたのであり、自宅内を写真撮影される可能性があることも承知していた。従って、原告は、本件のような写真を撮られることについて、黙示に承諾していたか、プライバシーを放棄していたというべきである。

(三) 仮に、原告のプライバシーを侵害すると

しても、言論、出版その他の表現の自由は、民主主義の根幹をなし、最大限の尊重を要するものであるから、その表現行為が公共の利害に関する事項に係り、かつ、専ら公益を図る目的でなされ、しかも、その公表された内容が表現目的に照らして相当なものであれば、違法性が阻却される——などと反論した。

「ガウン着」はプライバシー侵害

裁判所の判断（要旨）は、以下の通り。

【「プライバシー侵害の有無」】人がその承諾なしにみだりにその容ぼう・姿態を撮影され、公表されないことは個人の人格的利益として法的保護の対象となる。特に、自宅の室内においては、他人の視線から遮断され、社会的緊張から解放された無防備な状態にあるから、係る状態の容ぼう・姿態は、誰しも他人に公開されることを欲しない事項であって、これを撮影され、公表されないことは、個人の人格的利益として最大限尊重され、プライバシーとして法的保護を受ける。本件写真は、いずれも自宅居室内でガウンを着ている原告の容ぼう・姿態を撮影したものであるから、これを撮影し、本誌のような週刊誌に掲載することは、原告のプライバシーを侵害するものというべきである。

【違法性阻却事由の有無】(一) 自己の業績、名声、生活方法等によって公的存在となった者、または公衆がその行為や性格に興味を持つであろう職業を選択することによって公的存在となった者

は、公衆の正当な関心事に係り、かつ、公開を受忍できる相当な範囲において、自己の容ぼう・姿態の撮影および公表を黙示に承諾していると評価されることがある。この点、原告は、日本新聞協会会長などさまざまな公的役職を務めてきた者であり、本件写真の撮影および公表当時、読売巨人軍のオーナーを辞任して間もなかったのであるから、いわゆる公的存在であったと言える。

しかし、自宅居室内においてガウンを着ている容ぼう・姿態は、他人の視線から遮断され、社会的緊張から解放された無防備な状態にあつて、誰しも公開されることを欲せず、純粋な私的領域に係る事項であるから、公衆の正当な関心事に該当するとは認められない。よって、原告が公的存在であるからといって、写真の撮影および公表について黙示に承諾していたとは認めることができない。

正当な関心事とは言えない

(二) 仮に、被告らの主張する通り、原告が本件マンションの前の公道上やこれに接する遊歩道上に報道陣が集まっていること、本件居室の窓際に立つと報道陣に自分の姿を現認されること、本件居室の窓際は本件マンションの前にいる報道陣から容易にカメラで撮影され得る位置関係にあることを知っていたとしても、自宅居室内は純粋な私的領域であるから、そこにいる自己の容ぼう・姿態を承諾なくみだりに撮影され、公表されるとは予測し難く、撮影され、公表されることを受忍することはないというのが通常であり、安易に撮

影され、公表されないことを期待して当然であるから、これらの事実によって原告が黙示に承諾し、またはプライバシーを放棄していたと推認することはできない。

(三) 言論、出版その他の表現の自由は、民主主義を実現する上で必要不可欠な精神的自由の根幹をなすものであって、最大限尊重すべきものであるから、表現行為が他人のプライバシーを侵害する場合であっても、表現の自由の行使として相当と認められる範囲内においては、違法性が阻却される。すなわち、その表現行為が公共の利害に関する事項(社会の正当な関心事)に係り、かつ、その公表された内容が表現目的に照らして相当なものである場合には、当該表現行為が他人のプライバシーに優越する保護を与えられる。

(四) 原告は、公的存在であり、しかも、読売巨人軍が平成十六年秋のドラフト会議で獲得を目指していた明大野球部のE投手にスカウトが約二百万円の現金を渡していたことが発覚したことを契機に、読売巨人軍のオーナーを辞任したにもかかわらず、本件記者会見に出席せず、取材も受け付けていなかったのだから、原告の動静は国民的な関心事になっていたと言うことができる。しかしながら、本件写真のように自宅居室内においてガウンを着ている容ぼう・姿態は、他人の視線から遮断され、社会的緊張から解放された無防備な状態にあって、誰しも公開されることを欲せず、純粹な私的領域に係る事項である上、原告の

社会的地位や活動とは何ら関連せず、社会の正当な関心事であると言うことはできない。よって、本件写真を撮影し、これを本誌に掲載することは、公共の利害に関する事項には該当しない。本件写真を撮影し、公表したことについて、プライバシー侵害の違法性は阻却されない。

【被告らの責任および原告の被った損害】(一) 被告会社は本件写真の撮影、掲載により原告に生じた損害を賠償すべき責任(民法七一五条)を負うし、被告会社Cも本件写真の掲載により原告に生じた損害を賠償すべき責任(民法七〇九条)を負う。原告は、本件写真を撮影され、公表されたことによって精神的苦痛を被ったと認められる。その精神的苦痛を慰謝するに足りる額は二百万円をもって相当と認める。

(二) 被告が今後、本件写真を再び『週刊文春』等の出版物に掲載するなどして公表されたとしても、これによる不利益は金銭賠償によって回復を図ることが可能であると考えられるから、原告主張のような差し止めを認めることはできない。

(三) いったんプライバシーが侵害されると、謝罪広告を掲載することによって回復することはできない。よって、被告会社に謝罪広告の掲載を命ずることはできない。

私的と公的な生活領域での違い

【後書き】この判決を聞いて、入院中の廊下で車いすに乗った大手消費者金融会社会長を、窓越しに撮った写真が写真週刊誌に掲載された事件

で、「病院内は私宅と同様」と判示した東京地裁判決(平成二年五月二十二日)がすぐ頭をよぎった。そんなに古い話ではない。

ところで、「何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有する」と判示した最高裁大法廷判決(昭和四十四年十二月二十四日)は、「芸能人のプライバシーとパブリシティ権」(平成十七年五月一日付、マスメ関連の裁判を見る(10))で、簡単に触れた。

その「みだりに」の要件に該当しない例として、(竹田稔著『増補改訂版プライバシー侵害と民事責任』判例時報社刊)は、その論考の中で、私的生活領域での写真撮影・掲載と、公的生活領域で一般人が通常とらない姿態や一般人の感受性を基準として、撮影・掲載を好まない形態での容ぼう・姿態の撮影・掲載は、ともに「みだりに」に該当するが、一般人が通常とっている行動であって、その行動自体が撮影されることに心理的負担を覚えない形態での写真撮影・掲載は「みだりに」に該当しないとする。

一方、写真報道の対象となっている公的生活領域における通常の容ぼう、姿態の撮影・掲載は、承諾を得ずになされても肖像権侵害とならず、それ以外の容ぼう・姿態の撮影・掲載は承諾が必要になるとしている。

プライバシー・肖像権を論じた書籍に、大筋でこの論旨を超えるものは見当たらない。判決は妥当ということであろう。(朝日新聞社社友)

メディア談話室

ライブドア報道の検証

藤田博司

東京地検特捜部がライブドア事件の捜査に着手して一カ月余り、逮捕された堀江貴文元社長ら幹部をめぐる一連の報道にも少し落ち着きが戻ってきた。事件の真相が解明されるにはまだ程遠いが、メディアがそれなりの努力をして報道に取り組んでいることはうかがえる。

しかし読者、視聴者の側には、一連のライブドア報道に不信の目を向けるものも少なくない。事件発覚まではホリエモンを時代の寵児ちやうじのごとくに持ち上げ、逮捕されると手のひら返したようにホリエモンたたきに走っているとの批判は、新聞の投書欄などにも見受けられる。

二〇〇四年夏の近鉄バッファローズ買収騒ぎで注目を集めてから今日に至るまで、堀江元社長とライブドアに関するメディアの取り上げ方に問題がなかったかどうか、メディアとしては謙虚に反省してみる必要があるだろう。

メディアにも責任？

ホリエモンを選挙に引っ張り出した責任を問われて小泉首相は「メディアだって持ち上げていた

ではないか」と、あたかもメディアも同罪と言わんばかりに言い放った。ホリエモンの扱いについては、すべてのメディアが同じだったわけではない。しかしおおむね、彼を時代の先端をいく若い企業家として好意的に扱っていたとの印象を持たれたのは確かだろう。

ただ、仮に多くの新聞やテレビがホリエモンをもてはやしたとしても、それと小泉首相や武部自民党幹事長が彼を選挙に担ぎ出して「ともに改革を進めよう」などと訴えたことを同列に論じることはできない。メディアが単に人気者をちやほやするのと、政党が特定の人物を推薦して国会の場に送り出すのでは訳が違う。首相や幹事長がしたことの意味ははるかに重大だ。

しかし、それはそれとして、メディア側の扱いにも問題はなかったのだろうか。近鉄球団買収やニッポン放送の株買い占め、フジテレビとの提携などをめぐる話題の中心人物として、メディアが注目したのは当然のことと言える。しかしテレビはバラエティー番組やクイズ番組にもホリエモンを登場させ、ニュースの主役以上の扱いをした。

新聞も多分に若い世代を代表する「成功者」として、恐らく必要以上に彼を大きく取り上げたことは否めまい。この若者の派手な動きに惑わされたメディアとしては、あまりもつともらしい言い訳もできそうにない。

ただ、いまになって残念に思われるのは、彼の華々しい「成功物語」の陰にうさんくささをかき取るメディアがほとんどなかったことだ。創業からわずか数年のうちに、元手を二千倍以上にも膨れ上がらせた「錬金術」にいくらかでも不審を抱くメディアがなかったことだ。会計や証券取引の仕組みに通じたものなら、当然感じたであろうホリエモン流「錬金術」への疑問を、追及しようとした記者がメディアの内側に（少なくとも結果的には）いなかったように思われることだ。これは明らかに、メディアの側の怠慢ではないか。

つとに容疑を指摘

しかし「天網恢恢かいかい、疎にして漏らさず」だ。ホリエモンのうさんくささを、一年近くも前に見抜いていた人のいたことが、例えばブログ・サイト(http://blog.goo.ne.jp/yamane_osamu/)などを見ると分かる。山根治氏（山根会計事務所所長）の運営するこのサイトには、昨年三月から七月にかけて、ライブドアの有価証券報告書を基に同社の経営状態を分析した報告が二十回にわけて掲載され、今回、検察が捜査に踏み切ったライブドアに対する疑惑が指摘されている。

この中で山根氏は、ライブドアの「実際の業績が極めて悪い」こと、「粉飾決算の疑いが極めて濃厚」なこと、「常軌を逸した株式分割」で株価を上げ、インチキ虚業集団」と決め付けている。ホリエモン逮捕以降、メディアが大々的に報じている内容のほとんどが、このブログの上でつとに公にされていたのだ。

メディアの記者が多少ともライブドアやホリエモンに疑問の目を向けていれば、犯罪を告発することまではできなくても、せめてホリエモンを担いでしゃぎまわるような、みっともないまねはせずに済んだかもしれない。あれだけ話題をまいた問題なのに、新聞やテレビの担当記者たちはこうしたブログを目にしなかったのだろうか、もし目にしていたら（恐らく目にしていたに違いない）なにがしかの行動をなぜ起こさなかったのだろうか、とつい考える。

信頼できるブログも

このサイトを見て、ブログの果たす役割について改めて考えた。ブログは、書き込まれる情報の質に必ずしも信頼が置けないことから、既存のジャーナリズムの側ではあまり高く評価されないことが多い。しかしメディアを含めて世間がうっかり見過ごしている重大な問題をきちんと正確に指摘できるブログが現に存在することを、この山根氏のブログは示している。ブログにもジャーナリ

ズムを補完し、時にはリードする役割が十分備わっていることを認めねばなるまい。

むしろ実際のブログの世界には、これとは正反對の事例が圧倒的に多い。ライブドアついでに言えば、共同通信の小池新編集委員が一年半前、堀江元社長の「社長日記」に対する批判的な感想を自分のブログに書いた際、小池氏を非難する大量の反響が書き込まれた。そのほとんどは事実に基づく反論というより、感情的な罵詈雑言に近いものだった（現在も書き込みはこのブログに残っている）。いま読めば、これらの反論がいかにお粗末で見当違いであったかは歴然だが、ブログの世界ではこうした不条理な意見が大勢を占める怖さがあることも確かだ。

ライブドアの問題に限らない。メディアが見落としていて、しかし報道に値する情報がインターネット上に埋もれている可能性は多分にある。それをどう見つけ出し、どう処理するかも、これらの記者の仕事の重要な一部になるだろう。その対処の仕方で記者とメディアの力量が問われることもありそうだ。

出所不明の検察情報

もう一つ、ホリエモン逮捕以後の報道で気になることがある。メディアはいま、事件の背景や今後の捜査の行方などをめぐって連日、報道を競っている。伝えられるニュースには幾つかのメディアに共通のものもあるし、特定の社の特ダネらし

きものもある。が、おしなべてこれらの報道では、情報の出所が明らかにされていない。

言葉遣いを見るとほとんど決まって、「……であることが分かった」「……が明らかになった」といった表現が使われている。しかし、どのような経緯で「分かった」のか、誰が「明らかにした」のかは伏せられたままだ。これでは読者、視聴者としては情報の中身にどれほど信憑性があるのか、判断の手掛かりがさっぱりない。

恐らくこれらの情報の相当部分は、検察当局の関係者から出たものだろう。各社に共通して提供されたものかもしれないし、特定の社に対するリンクであるかもしれない。いずれにしても、検察当局が漏らした情報をそれとわずに、正直とは言いかねる。

情報提供者が情報の出所を一切伏せてメディアに伝えさせるのは、報道を一定の方向に誘導しようという情報操作の常套手段だ。いまのライブドア報道の流れに検察の意思が全く働いていないと言い切れるだろうか。それを疑っていないとすれば、あまりにも不用心という気がする。

ライブドアの「錬金術」に同情するつもりはさらさらないが、メディアが検察の思惑に沿った情報を一方的に垂れ流す報道もごめん被りたい。難しいことは百も承知だが、やはり検察情報の報道の在り方について、メディアはそろそろ一致団結して改善の方途を当局と話し合う時機にきているのではないだろうか。（早稲田大学客員教授）

プレス
ウォッチング

「市場原理主義」の退廃

「化けの皮」はがされたライブドア

政治・社会の構造的欠陥が一気に噴き出し、世相の荒廃は深まるばかりである。狂乱の総選挙(05・9・11)以降に続発したスキャンダルは目を覆うばかり。民主党は「B・L・T・B」なる四点セットを掲げ、小泉政権の失政を弾劾し始めた。当初、「B」はBSE(牛海綿状脳症)、「L」はライブドア、「T」は耐震強度偽装の三点だった。が、高級官僚逮捕にまで発展した「B」は防衛施設庁の官製談合を加え、四点セットになった。これほど多様な政治腐敗がクローズアップされたのは前代未聞。さらに追加して、「J」はJRの大事故(福知山線・羽越線)、「Y」は靖国問題の深刻化、「F」は普天間基地移転(米軍再編)の計七点セットの問題点を徹底究明してもらいたい。

すべて重大案件に違いないが、最も特異なケースとみられる「ライブドア問題」に絞って考察したい。この背景を探っていくと、日米両国のゆがんだ関係に突き当たる。米国の強い要請で「市場経済路線」をひた走って陥^{かんざい}罪にはまり、国家の屋台骨を揺るがす大失態を引き起こしたのである。

ホリエモン担いだ自民政権の罪

ライブドア騒動は一昨年のプロ野球買収劇に端を発し、昨年のニッポン放送・フジテレビ「乗っ取り劇」で社会的旋風を巻き起こした。いずれも不発に終わったが、「堀江貴文」という若大将(三)が「新時代の旗手」として喧^{けん}伝された。証券市場の時間外取引の盲点を突き、ニッポン放送株を大量取得するなどの計略的M&A戦術。あまりにも強引な手法に批判があつたものの、世間の「人気」はうなぎ上り。株分割を繰り返しては一般投資家をあおり、一時は時価総額七千億円を超す「IT企業」に急成長したのである。

二〇〇五年八月の郵政解散、総選挙(9・11投票)。「刺客」まで送って議席確保に狂奔した小泉純一郎政権は、広告塔としての「ホリエモン人気」に目を付けた。郵政改革反対の急先ぼう・亀井静香候補追い落としのため、広島六区にホリエモンを立候補させたのである。この間の経緯は周知のことなので繰り返さないが、自民党総力を挙げての選挙運動はともかく異常だった。さらに落選した後も、ホリエモンを利用しようとした自民党の「公党」としての手口はひどい。ホリエモンが証券取引法違反で逮捕(1・23)され、犯罪の根深さが暴かれているが、自民党の政治責任もまた重大だ。その恐るべき実態を物語る「証拠」につき、新聞の扱いがなぜか小さく、見落とした人が多いと思えるので「密談」の主要箇所をピックアップし、一覽に供したい。(05・10・4朝刊)

「衆院選広島六区に無所属(自民推薦)で出馬し、落選した堀江貴文ライブドア社長は十月三日、自民党本部で武部勤幹事長と会談した。武部氏は、党の広報戦略・組織活動を強化するため民間会社を設立する構想を披露して『経営者としてのアイデア』を求めた。堀江氏は『資金運用や商品など、僕らの得意分野で貢献したい』と応じた。堀江氏は会談後、記者団に『資金の効率的運用が一層大事になってくる。貢献できないかなと思っている』と語り、今後も自民党との関係を求めていく考えを示した」

武部氏が堀江氏に懇請した「知恵」とは何だったか。「自民党資金の効率的運用をお願いしたい」との一点だったと推察する。政権党が「錬金術師ホリエモン」にすぎるとはとんでもない墮落ではないか。政治資金規正法は、政治資金の運用先を預貯金・国債などに制限して株式投資を禁じてはいるが、抜け目ないホリエモンなら何をたくらむか、誠に恐るべきことだ。この申し出を、総選挙大勝後にすぐ行ったことは、「自民独裁体制を維持するため、ホリエモンを最大限利用する」との深謀があつたとみて間違いないだろう。

年が明けてからの「堀江逮捕」で社会的大混乱は続いているが、小泉首相・竹中大臣・武部幹事長の政治責任は極めて重い。「人物を隅々まで調べるのは難しい。不明と言われれば責任は甘んじて受けなければならない」と、しぶしぶ不明をわびて済むような問題ではないはずだ。

米基準の市場経済至上主義

そもそも、「ホリエモン現象」は、小泉・竹中コンビの「市場経済至上主義」「規制緩和ごり押し」路線が生み出した「あだ花」だった。米政府の「年次改革要望書」をうのみにして、グローバルスタンダード（内実は米国基準）の美名の下に商法改正（二〇〇三年）、会社法改正（〇五年）などの規制緩和策を加速度的に推進した経済政策の失敗を指摘する声が高まっていたのに、小泉政権は聞く耳を全く持たなかった。この規制緩和に便乗したのがホリエモンで、米国と小泉政権が推進する「市場原理主義」を体現したと言えよう。

二〇〇〇年のマザーズ上場時には五十億円程度だった時価総額が、〇六年一月初め（逮捕で急落する直前）約七千七百億円にまで膨張した背景に、違法・脱法承知で時価総額アップに賭けた執念が潜む。「投資事業組合」をライブドア・グループの「隠れみの」とし、株式交換・株式分割の違法行為を繰り返して「雪だるま」式に時価総額をつり上げていった。この投資事業組合は民法上の「任意組合」で、現行法では情報開示義務がないというから、思うままに「錬金術」が実行できたと、エコノミストは分析する。虚を突かれた政府は「時間外取引」の時と同様、大慌てで規制強化を叫びだしたが、経済環境の荒廃は深刻だ。

ライブドアに投資している一般株主は二十二万人にも上るといわれ、手持ち資金を食いつぶした人たちから怨嗟（えんさ）の声が聞こえてくる。「ライブド

ア株暴落、子供投資家も想定外」と題する産経朝刊（2・5）一面トップ記事には驚かされた。子供投資家に窓口を設けているマネックス証券によると、昨年から増加傾向で、小中学生の口座開設数は約二千三百件、ライブドア株で元手を失った子供がいるとは……。米国に倣って、小学生にまで拙速の「投資教育」を強いた教育の責任も極めて重い。

精神なき専門人、信条なき享楽人

米国が「日本改造」をたくらむ「年次改革要望書」の危険性を指摘し続けていた関岡英之氏は、ライブドア・ブームに酔いしれていた昨年三月、朝日3・26朝刊に「構造改革『米国モデル』に検証必要」なる注目すべき論文を寄稿している。約一年前の論文だが、的確な論旨に感銘した。

「ライブドアのニッポン放送買収騒動で注目された『三角合併』の解禁もまた米国の要求事項である。『三角合併』とは、日本にある外国企業の子会社が、親会社の株を使って日本企業を買収し、完全子会社化する手法だ。新会社法案に（この項目も）盛り込まれ、〇六年四月から実施される予定だった。ところが、敵対的買収への危機感が自民党内で高まり、政府も解禁を一年凍結する方針に転じた。……『米国モデル』では政府の規制は最小限に緩和され、企業の行動は原則として自由放任される。企業は買収・合併により巨大化し、従業員や消費者より株主の利益を最優先にして行動する。『公』より『私』が強調される『米

国モデル』は、日本はもちろん、独仏など欧州大陸の価値観とも異質だ」

「錬金術師」を規制する法が未整備のまま、「規制緩和・『小さい政府』こそ善」の大合唱の成れの果てが、「ホリエモン失墜」の姿だ。おごり高ぶる小泉政権に、軌道修正を期待することは望み薄かもしれない。国民が目覚めて「カネこそすべて」のくびきから脱出しないと、日本の将来は危うい。ライブドア騒動をめぐって、マスメディアの報道責任も問われている。新聞は抑制的だったとはいえ、一昨年から昨秋までの過剰報道が読者の目を狂わせた責任を反省しなければならぬ。

本稿の締めくくりに当たって、鋭い文明批判と言うべき寺島実郎氏の論文（『世界』06・2）「脳力のレッスン」の一部を引用させていただく。

「一党支配の不条理と非効率によって社会主義が自壊していった事態を、『資本主義は勝った』と誤解したことによって、冷戦後の資本主義は弛緩（かん）した。対抗勢力を失い、自らを厳しく律する意識を拡散させ、『グローバル資本主義』の名の下に一気に米国流資本主義を増幅させていった。そして、あからさまな競争主義・市場主義の礼賛、株主資本主義の肯定が主潮流となっていた。資本家の横暴を抑制するために積み上げてきた資本主義の進化の過程を忘却したかのごとき風潮が支配し始めた。マネーゲームが加速され、それに群がる『精神なき専門人、信条なき享楽人』が跋扈（はつご）し始めた」（池田 龍夫「ジャーナリスト」）

放送時評

NHK受信料不払い件数、初の減少

財政再建と組織のスリム化に総力

「新生計画」国会の場に

NHKは一月二十四日、二〇〇六年度収支予算・事業計画と、同年度から〇八年度までの「三カ年計画」をまとめて発表、総務省に提出した。総務大臣は予算について「やむを得ない内容と認める」との意見を付し、二月十日国会に提出した。

三月末までにその承認を得る手順になるが、受信料収入の大幅減による緊縮予算であること、および「三カ年計画」が「参考資料」の形とはいえ、NHK「新生」のための施策を網羅し、さまざまに問題含みであることを勘案すれば、国会での論議は大きく注目される。

〔収支予算〕

事業収入は六千二百十七億円。前年度比五百六億円、七・五%の減であり、二年連続しての前年割れ。収入の大半を占める受信料収入は五百三十八億円、八・三%の減を見込んでいる。

これを受けて支出面では、職員三百八十五人の削減や部局の統廃合による組織のスリム化、会館

の整備凍結など業務全般の見直しを徹底、事業支出を四百六十九億円、七・〇%減の六千二百十七億円に抑え、何とか「収支均衡」を保った。ここで目立つのは、番組制作など国内放送費だけが今年度施行見込みの千九百二十二億円より三・八%増やし、千九百九十五億円となっていること。「番組の質は低下させないようにする」という趣旨からである。

NHKは同日、受信料の支払い拒否・保留件数（累計）の一月末見込みが、昨年十一月末に比べて約三万件少ない約百二十五万件になると発表した。不祥事発覚の一昨年夏以降初めての減少である。

〇六・〇八年度の「三カ年経営計画」は、受信料問題、政府の放送界構造改革への関心という状況下、過去に例を見ない緊張感をもって策定されたことがうかがえる。記者会見で橋本元一会長は「財政再建と組織のスリム化を進め、主体的に改革を断行したい」と述べている。

同計画は、公共放送の枠組みの維持を鮮明に打ち出し、次の五点を柱に据えた①経営改革②NHKだからできる放送③スリム化④受信料の公平負担⑤デジタル技術を活用した新サービス。

その内容の骨子は以下であり、詳細かつ具体的に説明されている。総力を挙げて、難関に対処するNHKの姿勢を世に問う意図は読み取れる。批判する向きはあろうが、国民・視聴者としては公共放送自らの公約を三年間見守るだけである。

職員1割を削減

〔三カ年経営計画〕（要旨）

「経営改革」

まず「放送の自主自立堅持」を掲げ、財源は受信料がふさわしいとした上で、現状の回復、安定化に全力を尽くす。

〇六年度の受信料収入を八・三%減の五千九百四十億円と見込み、〇七、〇八年度各百億円ずつの回復を目指す。〇八年度には〇四年度決算と同額の六千四百四十億円。

「コーポレート・ガバナンス（企業統治）の改革」として経営委員会の執行部に対する監督機能を強化する。「評価・報酬部会」「指名委員会」の設置など。また執行部について、外部の人材を役員に起用するなどの改革を検討する。

〔放送〕

今後三年間は現状の地上波・衛星テレビ五チャンネル、ラジオ三チャンネルと国際放送を維持する。なお衛星放送は一年のアナログ終了を見据え、チャンネル数の整理など総合的に検討する。ニュース、災害報道の充実、地域放送の推進、アーカイブス保存記録の活用など。

〔スリム化〕

本部の「局」を二十六から二十に減らし、三年間で全職員の一割、千二百人を削減する。また〇五年度末で三十四ある子会社・関連団体の統合を進め、効率的な体制をつくる。

〔受信料の公平負担〕

スクランブル放送の導入は避ける。普通(白黒)契約のカラー契約への一本化検討。○六年十二月から「家族割引」、学生や単身赴任者を対象に口座振替料額の三三%を割り引く。

受信料不払い者に対し民事手続きによる「督促」の申し立てを四月から開始する。受信契約の未契約者には「最後の方法」として「民事訴訟の実施に向け」準備を進める。

〔デジタル技術サービス〕

携帯電話向け「ワンセグ」放送を四月から、「サーパー型」放送を○七年度中に開始する。

フジ巨額の評価損

東京地検特捜部は二月十三日、既に一月二十三日に逮捕済みの堀江貴文ライブドア前社長ら四人と、ライブドア、ライブドアマーケティングの法人二社を証券取引法違反(偽計取引、風説の流布)の罪で東京地裁に起訴した。なおライブドアには○四年九月份決算で売り上げを水増しした粉飾決算の疑いがあり、特捜部はさらに堀江被告らを「有価証券報告書虚偽記載」の同法違反容疑で再逮捕するものとみられる。

地検の動きは誠に素早かった。一月十六日の家宅捜索から一週間で堀江ら逮捕、そして二十日間で起訴。伊藤鉄男次席検事は「ライブドアグループが急成長を遂げたカギが証券取引の公正を害する犯罪行為にあったことを公判で明らかにする」と自信満々である。

堀江貴文こと「ホリエモン」に特捜部が目をつ

けたのは昨年二月の「時間外取引」によるニッポン放送株式の大量取得。このケースは同放送買収を手掛かりに「通信と放送の融合」という美名の下、フジテレビへの参入を狙うホリエモンとフジ側躍起の防衛とが、法廷まで巻き込んで天下を沸かせた。その辺は本欄でも詳述したが、結局「実を捨てて名をとった」フジテレビから大金をせしめてライブドアがにんまりする結果に終わっている。

いま思えば、「金こそすべて。人の心は金で買える」と公言していたこの男が、インターネット事業を「虚業」に据えた錬金術を見せ付けただけのこと。それを見抜けずメディアは彼を「勝ち組」のトップと褒めそやし、規制緩和と称して投機が促進されつつある証券市場、その賭博場化を警告する声は無きに等しかった。先の総選挙で自民党が彼を担ぎ、「小泉、ホリエモン、竹中で改革をやり遂げる」と竹中総務相、「ホリエモンは私の弟です」と武部幹事長らが応援したのも、そうした状況に乗ったばかりか茶番だった。

二月から内偵を始めていた東京地検特捜部は特記されている。その総指揮を執る大鶴基成特捜部長は昨年四月の就任記者会見でこう語った。

「額に汗して働く人、リストラされ働けない人、違反すればもうかると分かっているも法律を順守している企業の人たちが、こういうことがまかり通っているのか」と憤慨するような事案を摘発したい」

ラサール高から東大法。八〇年検事任官。九二

年「高校時代から念願していた」東京地検特捜部に着任し、在籍九年余で副部長として転出、さまざまな大事件を手掛けて昨年戻ったばかり。早くも「将来の検事総長」の呼び声が掛かっているという。この切れ者の下に、大型経済事件には手慣れた特殊二班の検事たちを中心とする百人態勢。被告らが法のすき間をついて脱法、違法。投資事業組合という訳の分からぬ「隠れみの」をつくり、虚偽情報と株式分割の組み合わせで錬金術を行使した全貌は、近く明らかにされる。

その反社会性の摘発はそれとして、放送界にとって重要な問題は、昨年の「マネーゲーム」の結果、和解条件の一つとして五月にライブドアの増資新株を四百四十四億円で引き受け、現在、発行済み株式総数の一二・七五%を保有しているフジテレビの今後の対応いかんである。

ライブドア株価の急落は当然ながら、フジの含み損はそれとともに膨れ上がる。このままでは○六年三ヶ月期連結決算に巨額な評価損を計上せざるを得ない。経済紙の観測だと、三ヶ月の予想純利益二百三十億円を超え、大赤字決算は免れないという。

二月十三日の記者会見で村上光一社長は「現段階で対応方針は決めている。株主のために、損失を少しでも出さないよう最大限の努力をする」と述べるにとどまった。フジにとって「いつまでたたるホリエモン」である。

(大森 幸男)放送評論家

〔悲報〕

猪俣 喜一氏 (元地方行政調査会事務局主

任) 1月24日午後11時、胃がんのため死去、76歳。喪主は妹和子さん。連絡先は鹿児島市玉里団地3-46。

阿部 豊氏 (元共同通信社編集局論説委員室論説委員(局総務待遇)、元内信局社会部長) 1月8日午後9時1分、肺炎のため死去、79歳。喪主は妻冷子さん。自宅は川崎市麻生区百合丘3-23-2。

寄贈の書籍・資料(19)

内海紀雄氏から

・追憶 奥村喜和男(発行者・奥村勝子、昭和45年8月19日)

岡本こといさん(故岡本英雄氏夫人)から

・世界政治宣傳史(高沖陽造訳、岡倉書房発行、昭和18年2月10日)
・東亜交渉史論(秋山謙蔵著、第一書房発行、昭和19年3月20日)その他「満州グラフ」など計27点

電通から

・日本新聞年鑑(日本新聞協会編集、電通発行)1993-94~2005-06版計13冊

◎均一句会

平成十七年十二月十四日

祢保希

〔兼題 冬ざれ〕

天 冬ざれや波にあらがう竹の杵

地 冬ざれやポプラの影のひとつつ

人 振り向けばそこはうつつや冬ざるる

冬ざれの小径は続く黄泉の国

冬ざれてつくばの宙の拡がりぬ

閑散の水上バスや冬ざるる

冬ざれや野を郵便の單車行く

ぼつねんと高みに一果冬ざるる

冬ざるる中のみどりのあはれかな

冬ざれや秩父の郷は猪の肉

冬ざれて野天の湯気のはんなりと

冬ざれや岩屋にすくとマリア像

冬ざれや飯場異国語飛び交ひぬ

〔自由題〕

天 待ち人の息白くして笑顔かな

地 寒中や御堂の縁の底光り

人 空の色湛へて葱の甘きかな

人 つつぬけの空へうなづく十二月

人 朝寒やふとんかぶって声交わし

人 近く人を数えつつ見る寒椿

人 寒月やまへ行く人の息見えて

人 しろばんば子等駆け出せば連れて舞ふ

人 冬柿の蒂をはがして老いゆくか

人 縁に出て烏鷺を争う小春かな

人 寒晴れや車窓にしばし白き富士

寿世

那由太

美佐子

耳郎

和風

杉の子

且住

松村

魚酔

豊平

正

あまり

けんじ

美佐子

且住

けんじ

那由太

和風

耳郎

寿世

杉の子

あまり

松村

正

頼背中母の手のよな冬日かな

牡蠣剥いてむかうの姑の話など

豊平
魚酔

◎講演会

(財)新聞通信調査会と同盟クラブは二月二十二日、東京都港区虎ノ門の同盟クラブで講演会を開いた。講師は共同通信社経済部長の佐藤雄二郎氏。演題は「株式市場を展望する」だった。

目次(三月号)

新段階に入った北朝鮮情勢…菱木 一美…1	プーチン大統領が余裕の応答…中澤 孝之…4
ムハンマドの風刺画で対立深まる…小林 恭子…8	欧6大学連合体で専門記者教育…橋本 晃…11
マスメ関連の裁判を見る(20)…佐藤 英雄…15	【メディア談話室】
ライブドア報道の検証…藤田 博司…18	【プレスウオッチング】
「市場原理主義」の退廃…池田 龍夫…20	【放送時評】
NHK受信料不払い件数、初の減少…大森 幸男…22	【海外情報】
①独紙、ポランド版投入へ…広瀬 英彦…7	②米完全デジタル放送化は09年2月…金山 勉…10
③05新聞出版界の重要ニュース…中国…木原 正博…14	

定価一五〇円 一年分一五〇〇円(送料とも)
発行所 財団法人 新聞通信調査会
〒一〇〇五一 東京都港区虎ノ門一―五―一六
(晩翠ビル四階)印刷所 振替口座〇〇〇二一〇四一七三四六七番
株式会社 太平印刷社
©新聞通信調査会2006